

案

平成22年11月15日

富里市長 相川 堅治 様

富里市基本構想審議会
会長 杉山 治男

富里市基本構想(案)について (答申)

平成22年11月8日付け富企第90号で諮問のあった富里市基本構想(案)について、当審議会において、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切なものと認めます。

なお、構想の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

1. 本構想が市民に広く理解され市民との共有化を図りながら、事業の実施にあたっては可能な限り市民の意見を取り入れ、市民等との協働によりまちづくりを進められたい。
また、パブリックコメント制度などにおいても、多くの意見が出されるような環境づくりに努められたい。
2. 本構想の期間が10年間と長期にわたるものであり、社会情勢の変化に的確に対応することが必要と考えられることから、事業の評価を行うことなどにより、状況の変化に柔軟な対応を図られたい。
3. 本構想の実現にあたっては、事業の重要性、必要性、緊急性等を熟慮したうえで優先順位を定め、施策を推進するよう努められたい。
4. まちづくりにあたっては、財源の確保は必要不可欠であり、市街地の有効活用や計画的な土地利用の促進などによる安定的な財源の確保に努められたい。
5. 少子・高齢社会が進むなか、子育て世代を中心とした、定住人口の増加に向けた土地利用の促進や施策の推進に努められたい。